

令和2年3月5日

一般財団法人広島県資源循環協会 代表理事 様

広島県環境県民局長
〔〒730-8511 広島市中区基町 10-52〕
産業廃棄物対策課

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について（依頼）

県の産業廃棄物行政については、日頃からご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について、令和2年3月4日付け環循適発第2003044号及び環循規発第2003043号で環境省環境再生・資源循環局長から別紙のとおり通知がありました。

廃棄物処理は国民生活を維持するために不可欠なサービスの1つであり、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に事業を継続することが求められています。

については、産業廃棄物処理業者が医療関係機関等から排出される感染性廃棄物を処理する際には、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物に限らない様々な感染性廃棄物の処理を遅滞なく適正に処理する必要があること及び医療関係機関等が医療等の業務を遅滞なく継続する必要があることを考慮し、これらの継続的な業務の妨げとならないよう、正当な理由なく、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物とその他の感染性廃棄物の分別や特別な表示を求めることは慎むことについて、貴会員への周知をお願いします。

また、通知に示すそのほかの事項についてもご留意いただくとともに、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ & Aが、環境省のウェブサイト (http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020.html) に掲載されておりますので、ご参照ください。

担当 適正処理グループ

電話 082-513-2963 (ダイヤル)
(担当者 川添)